

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から48年12月まで

昭和43年3月に父が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

昭和53年3月に結婚するまでは、A店に勤務し、毎月父親に国民年金保険料を含めた生活費を渡しており、申立期間の国民年金保険料は父が納付していた。

国民年金の納付記録では、申立期間が未納となっており、また、20歳から国民年金に加入している自分の妹も、国民年金加入月から昭和48年12月までの期間、自分と同じく国民年金保険料が未納となっていた。

父は国の制度を守る人で、その父が5年以上も保険料を納付しないとは考えられないので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妹と連番で払い出されており、同記号番号の前後の任意加入者の記録から昭和49年2月に払い出されていることが推認でき、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち昭和43年3月から46年12月までの期間は、国民年金保険料を時効で納付できない上、47年1月から48年12月までの期間は、国民年金保険料をさかのぼって納付することが可能であるが、申立人は、毎月父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと供述している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父は既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は70か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年10月まで
昭和44年12月末にA事業所を退職した後、B町（現在は、C町）役場で国民年金の加入手続を行った。

申立期間当時、居住していた地区では、婦人会による国民年金保険料の集金が行われており、毎月婦人会の役員を通じて保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿における申立人の同記号番号の前後の任意加入被保険者の加入年月日により、昭和50年11月に払い出されたことが確認でき、オンライン記録においても、申立人の国民年金資格取得日は50年11月25日と記録されており、これ以前に、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であるため、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となることから、申立期間について、申立人はさかのぼって国民年金の被保険者となることはできず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から同年10月まで

会社を退職した都度、A市役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。同市役所では、国民年金と国民健康保険の受付が同じ窓口であったため、昭和56年2月に会社を退職した時も国民健康保険のみ加入手続を行い国民年金の加入手続をしないはずはない。

国民年金保険料は、市役所から送付された納付書により銀行で納付していた。申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年2月に国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行ったと申し立てているところ、A市の被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が申立期間において、国民年金に加入していたことは確認できず、ほかに申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の妻が厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の任意加入対象者であるとともに、オンライン記録において、申立期間は国民年金の未加入期間とされているため、申立期間に係る納付書は発行されず、申立人は国民年金保険料の納付ができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月 15 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 61 年 1 月に A 社に B 職種として入社し、同年 7 月に関連事業所の C 社に転籍した。C 社の厚生年金保険の加入記録はあるが、A 社の厚生年金保険の加入記録がないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 社に B 職種として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い上、申立人の同社における雇用保険の加入記録も見当たらない。

また、申立期間において A 社で勤務していた複数の同僚は、「自分は、A 社の厚生年金保険の資格取得日以前から同社で勤務していた。」と供述している上、別の同僚一人は、「入社後すぐ退職する従業員がいたので、会社は数か月の見習い期間後に厚生年金保険の資格取得の手続を行っていたかもしれない。」と供述している。さらに、申立人が記憶している一人を含む二人の同僚は、A 社における厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

これらのことから、申立期間当時、A 社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、A 社は、既に廃業しており、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料を確認することができず、また、申立人は申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。